

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和5年3月14日

【開催日】 令和5年3月14日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時35分～午後4時49分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	委員	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	森山喜久	委員	矢田松夫

【欠席委員】

副分科会長	中岡英二		
-------	------	--	--

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

経済部長	辻村征宏	商工労働課長	田尾忠久
商工労働課課長補佐	植田達也	商工労働課主査兼商工労働係長	宮本渉
商工労働課企業立地推進室主任主事	久保弘明	建設部長兼大学推進室長	大谷剛士
建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦	土木課長	中村景二
土木課課長補佐	大和毅司	土木課主査兼管理係長	壹岐雅紀
土木課道路整備係長	三塩泰史	土木課河川港湾係長	立野健一郎
土木課用地係長	日高辰将	都市計画課主査兼管理緑地係長	金子悦美
都市計画課主査兼都市整備係長	藤本英樹	都市計画課計画係長	佐久間庸次
都市計画課都市整備係主任技師	一力大地		

【事務局出席者】

局長	河口修司	主査兼議事係長	中村潤之介
----	------	---------	-------

【審査内容】

- 1 議案第9号 令和5年度山陽小野田市一般会計予算について

午後3時35分 開会

藤岡修美分科会長 それでは、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開催いたします。審査内容①番、議案第9号令和5年度山陽小野田市一般会計予算につきまして、審査事業の24番、CLASS GLASS推進事業につきまして執行部の説明を求めます。

田尾商工労働課長 それでは、24番、CLASS GLASS推進事業について、御説明させていただきます。資料は、119ページから122ページまでになります。本事業は、きららガラス未来館で活動されているガラス造形作家の作品をブランド化し、作品の販売やブランドのプロモーションを行うことにより、「ガラスアートのまち山陽小野田市」の知名度アップを図ります。今年度までは地方創生推進交付金を活用し、小野田ガラス株式会社や委託事業者とともに、ガラスアートのブランド「CLASS GLASS」を立ち上げ、ロゴの作成、Webサイトを構築しました。また、東京や地元でのブランドのお披露目会等を実施し、この3月15日から始まる伊勢丹新宿店での展覧・販売を行う企画展で委託業務が終了となります。しかしながら、令和5年度以降も「ガラスアートのまち山陽小野田市」の市内外への発信や、ふるさと納税増加、地域経済の活性化も期待する中で、この「CLASS GLASS」ブランドを更に発展させていく必要があることから、引き続き小野田ガラス株式会社と協力して事業を実施してまいります。122ページを御覧ください。ここには、令和5年度以降の事業の実施体制を載せております。令和5年度からは、市では協創部を中心に文化スポーツ推進課、シティセールス課、商工労働課の3課が連携しながら、小野田ガラスと協力して事業を実施します。そして、現在あるガラスのブランド化推進協議会から引き継ぐものとして、仮称ではありますが「CLASS GLASS推進協議会」を設置し、事業の検証・御意見を頂く予定です。事業手法としましては、122ページにありますとおり、ブランド運営を小野田ガラス株式会社に委託し、専門知識を有する「西川 慎氏、池本 美和氏」の指導の下、「CLASS GLASS」ブランドを推進・発展させていきたいと考えています。令和5年度からの主な取組内容としまし

ては、定期的な展覧販売会の開催、ふるさと納税の推進、WebサイトやSNSでの情報発信、三越伊勢丹のECサイトへの引き続きの出品等による作品販売、リーフレットの作成、独自ECサイトの構築の検討、企業等からの依頼による販路拡大の支援を予定しています。ページを戻りまして120ページを御覧ください。歳出について御説明します。令和5年度の歳出は501万5,000円を計上しております。内訳につきましては、先ほども説明しましたとおり、ブランドの運営を小野田ガラス株式会社へ委託するためのブランド運営委託料として397万5,000円、「CLASS GLASS推進協議会」の委員への会議出席に対する報償費4万円、独自のECサイト構築に要する経費としてシステム導入委託料100万円となります。続きまして、歳入について御説明します。その他財源として、商標権使用料及びまちづくり魅力基金で合わせて501万5,000円を計上しています。その内訳として、商標権使用料については、「CLASS GLASS」ブランドは山陽小野田市が所有していますので、そのブランド使用料として7万円を計上、その残り494万5,000円がまちづくり魅力基金からの繰入れとなります。説明は以上です。よろしくお願ひします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

中島好人委員 支出はお金が何ぼって出たんですけども、出店してから、それが売れたという収入のほうは何かあるんですか。

田尾商工労働課長 例えば令和4年度の売上げのことということでよろしいですかね。売上げに関しては、市に入ってくるのではなくて、小野田ガラス株式会社に入ってまいりますので、こちらに計上されることはありません。

中島好人委員 こっちに計上されなくても、その辺のところはどのぐらい効果があったのか、報告はできないわけですか。

田尾商工労働課長 資料の119ページを御覧いただきたいと思うんですが、中段に、活動指標又は成果指標とありまして、3番ブランド化したガラス作品の販売額というのがあります。令和4年4月から7月までで出しておるんですが、令和5年度の目標をおよそ600万円としております。これは、12月に私どもで目標額を定めたものでして、その根拠となるものが、令和3年度、ブランドを立ち上げるまでの1年間での小野田ガラスにおけるガラスの販売額が540万円ぐらいであったということで、昨年の8月に、委員の皆様も御招待させていただいた地元でのお披露目会、「CLASS GLASS in山陽小野田」、このイベントを打った月の売上げが、例年の8月に比べて6万円ほど売上げが高かったということを考えて、大体540万円に6万円掛ける12で出させていただいて、切りのいい600万円という売上目標にしております。現在、きららガラス未来館からの報告によれば、これを上回るような人気で、売上げが伸びているというようなお話を聞いていますので、600万円以上は恐らくあるだろうと思っています。正確なのはやはり年度が終わってから、数字を頂く予定ですので、本日までの現在の数字は持っていませんが、目標はいい意味で上ぶれしておると御理解していただければと思っています。

恒松恵子委員 今おっしゃっていただいた売上げですけれども、「CLASS GLASS」のブランドという考えでいいですか。例えばきららガラス未来館にガラスがたくさんありますよね。全体ではなく「CLASS GLASS」ブランドだけだと。その違いはどこにあるのか改めて教えてください。

田尾商工労働課長 先生方と協議で、指定管理者であります小野田ガラスを通じて、ガラス未来館で販売されたものは全て「CLASS GLASS」となっておりますので、例えば西川先生や池本先生が独自のブランドをお持ちですが、これの売上げはこちらには入っておりません。

森山喜久委員 ブランド運営の委託料397万5,000円の内訳を教えてください。

田尾商工労働課長 内容につきまして、122ページの下の項目の積上げになるのですが、一番主なものとしてはブランドに関するマネジメント料です。私ども職員は、この「CLASS GLASS」、ガラスに関する専門知識を持ってないものですから、こういった指導を、どうしてもガラスの専門家である先生方に仰がなくてはならないということで、そのマネジメント料として年間180万円を考えております。これが一番主なもので、次には、三越伊勢丹に委託しまして、ECサイト、いわゆるパソコンを通じて通信販売を行うものですが、こちらに掲載させていただく費用としまして、60万円——これは、通常、このECサイトの名前はムードマークという名前ですが、ムードマークで購入された方に送る送料とか、箱代、三越伊勢丹のホームページ、そのムードマークの画面に、いわゆる、例えば6月は「CLASS GLASS」月間ですみたいな宣伝をできるような仕組みがあるんですけども、そういったものの広告料に、60万円のうち30万円を考えており、それが2点目です。あとは、現在「CLASS GLASS」のホームページ運営維持管理費に30万円計上しております。あとは、ポスターの印刷であるとかパンフレットの印刷、企画展の案内とかの通信運搬費とかといったもので構成されております。

森山喜久委員 120ページの下のシステム導入委託料は、独自のECサイトの構築検討での100万円ですか。

田尾商工労働課長 今ブランド運営委託料の中で三越のECサイトの話をしてしましたが、できれば単独でのホームページから全国の人が買えるような仕組みを構築できないかなと思っておりまして、今あるホームページに、いわゆる買えるような仕組みを構築するためのお金としての100万円

です。これも小野田ガラスに委託して、構築していただきたいと思っております。

森山喜久委員 将来的な話になるから答えられないかもしれないけど、独自のECサイトとかホームページのところが出てきたら、やっぱり市のホームページとか、何かしらリンクさせるという構想はあるんですかね。

田尾商工労働課長 もちろんリンクさせていきたいと思っています。

恒松恵子委員 商標登録委託はもう今年は予算計上されていないですけど、無事できたかを教えてください。

田尾商工労働課長 去年の11月に無事商標登録を終了しまして、ブランドとして登録されております。

恒松恵子委員 その内容については、例えばロゴとか意匠マークとか、どのような形で登録されたんでしょうか。画像とか、いろんなパターンがあると思うんですが。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 商標登録は「くらす グラス」という名前とロゴの2種類を登録しました。

恒松恵子委員 使用料の7万円が令和3年度に入る予定ということですが、使用料を使うところは、主にどこを想定されて金額設定されているのか。

田尾商工労働課長 商標権使用料7万円の根拠となるものが、商標登録に掛かった費用が70万円ほど掛かりまして、何らかの使用料、ブランドの使用料を頂きたいということで、これを根拠として10分割して、1年につき7万円を10年頂こうと考えて計上させていただいております。どこに使うかは、ブランド運営の委託料とかに入るものと思います。

恒松恵子委員 「CLASS GLASS」から頂くということですか。

田尾商工労働課長 小野田ガラスの「CLASS GLASS」の売上げの中から頂くということです。

藤岡修美分科会長 ブランド運営で、ふるさと納税返礼品制作という項目があるんですけども、これは先ほど低めに見積もったといわれた来年度の売上げ600万円に含まれるんですか。含めた金額が600万円ですか。

田尾商工労働課長 ふるさと納税の金額はそこに入ってないです。別です。ふるさと納税で計上されます。

藤岡修美分科会長 ちなみに、ふるさと納税がどれぐらいあるか、まだ分かりませんか。

田尾商工労働課長 ふるさと納税としては、まだ登録されておらず、これから先生方と交渉して、ふるさと納税をやっていくような形になりますので、目標金額はその後になります。

藤岡修美分科会長 それと同じく、ブランド運営の中に、他の作家のブランド使用の審査という項目があるんですけど、他の作家というのは、西川さん、池本さん以外の作家という意味ですか。

田尾商工労働課長 例えば本市が来年度やります現代ガラス展に参加された作家、全国から来られ、新人の登竜門としてあると思うんですけど、こちらの方々に「CLASS GLASS」をやってみたいという方がおられたら、先生方と相談して、もちろんその「CLASS GLASS」は、ガラス作品自体がすぐに作れるものではありませんので、「CLASS GLASS」を作れると先生方が判断されましたら、といった承認です。

森山喜久委員 直接には関係ないかもしれないんですけど、一応案として聞いてもらいたいと思います。今回ガラス作品をブランド化してブランド運営をしていきますよという形になりますよね。その中で、今度は市としての運営費を出しますからいいじゃないですかって話なのかもしれないけど、例えば美祢市だったら、看板で「ジオパークのまち美祢」みたいな感じでしている中で、例えば山陽小野田市で、例えば美祢市から来られるとき、下関市から来られるとき、宇部市から来られるときに、「CLASS GLASS」のまち山陽小野田」とか、何かしらの宣伝をするというような検討はできないんですか。

田尾商工労働課長 検討は十分できると思います。そのための3課連携ですから、シティセールス課がおりますので、しっかり考えていくと思います。

藤岡修美分科会長 ほかに審査事業についてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、予算書に移ります。5款労働費。予算書190ページ。190、191、192、193ページまでです。

森山喜久委員 191ページ、10節需用費の光熱水費が570万5,000円計上されていると思います。これは労働会館と雇用能力開発支援センターの電気代両方ということですか。

田尾商工労働課長 はい、そのとおりです。（発言する者あり）

藤岡修美分科会長 違うんですか。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 この光熱水費は、労働会館については指定管理者が入っていて指定管理者が払いますので、雇用能力開発支援センターのみの費用になっています。

森山喜久委員 脱線するかもしれないけど、指定管理の方とか、指定管理者のところとか、やっぱりそういった電気代とかすごい値段が上がるじゃないですか。見直しはされるんですか。費用が掛かって、運営しにくくなるところも出てくるんじゃないかと思うんですけど、そういうのは、もう単年度ではなくて、飽くまで契約更新のときにやっていくんですか。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 一応労働会館は今年度から5年間で契約しておりますので、5年間の金額は設定しておりますが、もし、例えば光熱水費とかの増額とかで契約の見直しが必要ということになれば、年度が替わるところで相談に応じてということになるのかなと思います。指定管理の制度自体は企画課でやっておりますので、そちらと協議した上での話になるかなとは思っています。

森山喜久委員 元に戻って、光熱水費で昨年から比べて増えた分は、飽くまで雇用能力開発支援センターの電気代だと理解してよろしいですか。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 はい、そのとおりです。

藤岡修美分科会長 では、192、193ページ。

矢田松夫委員 18節補助金及び交付金ですが、地区労働者福祉協議会の補助金、これは去年も新型コロナウイルスによりイベントが中止されたと思うんだけど、こういう場合どうなるんですか。また上げるんですか。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 地区労協は、昨年度、一昨年度もだったかと思いますが、コロナで事業がなかなかできなかったということで、補助金の申請はありませんでした。ただ、令和5年度になりましたら、また、事業が復活するのかなと思って、予算の計上はしております。

恒松恵子委員 警備委託料、清掃委託料、管理委託料が若干去年より上がって

いますが、実績を見て上げたのか、物価高を鑑みたのか、委託業者から要望があったのか。どのように対応されているのかを教えてください。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 こちらに関しては、全て雇用能力開発支援センターの委託料になっておりまして、シルバー人材センターに委託をお願いしていますが、毎年のように最低賃金が上がっておりますので、そちらを勘案しての予算の計上になります。

森山喜久委員 委託料の一番下、P C B 調査委託料の説明をお願いします。

田尾商工労働課長 こちらは、労働会館のP C B 調査の委託料で、労働会館にあるキュービクル内に低濃度のP C B の疑いのある機器であるコンデンサーがあるため調査を行います。もし、P C B があると分かりましたら、1 4 節工事請負費でP C B の取替え工事を行う予定です。

矢田松夫委員 さっきの委託料の関係ですが、決算と今回の金額を見ると、5 0 万円ぐらい上がっているんですね。ということは、今、言った賃金を見込んで増やしたとの理解でいいんですか。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 基本的にはそのとおりです。あとは土日等に、もし、雇用能力開発支援センターで行事等があれば、それに対応する委託料も一応積み上げております。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のこともあったので、そんなに土日等の開館がありませんでしたので、決算で若干落ちているんじゃないかなと思います。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかはいいですか、1 9 2、1 9 3 ページは。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、2 1 2 ページ、7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費。2 1 2、2 1 3、2 1 4、2 1 5 ページまで。

森山喜久委員 215ページ、12節委託料、デマンド型交通運行業務委託料の説明をお願いします。

植田商工労働課課長補佐 デマンド型運行の交通業務の委託料です。1,430万円を計上させていただいておりますけれども、内訳としましては、厚狭北部のデマンド交通として殿様号と姫様号が830万円、そして、今年の10月から運行を開始いたしました高泊地区のとまり号が600万円、合計で1,430万円です。

矢田松夫委員 さっき言った北部のほうは、入札でやられて、契約はいつまでですか。

植田商工労働課課長補佐 本年の9月末までです。10月からまた契約更新となります。

矢田松夫委員 100万円ぐらい減らして落札されたと聞いているんだけど、この金額でいくと、まだ減額が予想されるということもあり得ますか。あっちをやるのは2者しかいらっしゃいませんからね、。今の状況を聞くと、元の会社が良かったと。だけど、入札だからしょうがないんですよ、これはね。サービスは元のほうがよかった、しかし、今はサービスが悪いけど入札で取られたからという話ですね。そうしたら、契約をすると、この減額もあり得るということですね。まだ下げるんですか。

植田商工労働課課長補佐 この10月から新しい契約になりまして、そのための入札手続を今年の7月ぐらいから実施していきます。実際どういった額で落札されるのかというところは開札してみないと分からないところではあるんですけれども、もともと今の業者で言いますと、大体1年間で700万円の予算になっています。先ほど御説明したように、今回130万円ほど増額しておるんですけれども、その心は、今、矢田議員がおっしゃったように、前の業者さんのときには若干高かったことがあ

りまして、この10月の契約更新のときに、もしかしたら、今、運転手の不足であるとか、どちらの業者さんが取られるのか分からないとかというところもありまして、どちらの業者さんが落札をされても対応できるようにということで、念のため予備的な経費も含めて、若干増額させておるといところです。いずれにしましても、入札業務を適切にやらせていただきまして、低い価格で入札していただいた業者をお願いするという格好になります。

矢田松夫委員 それから、デマンドについてランダムにアンケートされましたが、この結果は、いつ頃公表されるんですか。

植田商工労働課課長補佐 矢田議員がおっしゃったランダムのアンケートというのが、心当たりがないんですが、厚狭北部のデマンド型交通に関しましては、本市に利用登録のある方に向けまして、ちょうどアンケート調査の紙をお送りさせていただいております。この締切りが3月になっておりまして、この結果を本市の中でも分析させていただいて、今年10月の新しい契約更新に生かしていきたいと思っているんですけども、実際のところは、この今回のアンケート結果を地域公共交通会議で御説明させていただいて、利用者の増に向けた運用改善といったようなアイデアも頂きながら、仕様に盛り込んでいきたいと思っておりますので、公表といいますか地域公共交通会議で、その辺りを御説明させていただいて、御審議いただく形になろうかなと思っております。

森山喜久委員 同じく委託料の清掃委託料の説明をお願いしていいですか。

植田商工労働課課長補佐 JR厚狭駅で実施しておりますバリアフリー化工事に合わせまして、多機能トイレを在来線口の改札外に設置します。この多機能トイレと合わせまして、通常の男子トイレと女子トイレにも簡単な修繕を施しまして、使えるような形で整備しておるとい状況です。こちらにつきましては、もともとJRの駅の中で設置されておったもの

ですけれども、今回のバリアフリー化工事に合わせて、J Rは駅のトイレを撤去するというような判断がありました。とはいえ、やはり厚狭駅は本市でも大事な交通の拠点です。公共交通のドライバーの方、そして厚狭高校の生徒も非常に御利用になられる要衝ですので、きちんとJ Rにトイレを整備していただき、その後の維持管理については、市でやらせていただきたいと考えておりました、そのための清掃委託料ということです。

森山喜久委員 再確認ですけど、今後の多機能トイレ、男子・女子トイレの関係については、市で予算を持っていくということですかね。

植田商工労働課課長補佐 その認識で結構です。

矢田松夫委員 新幹線口が30何万円ぐらいあったんです。今度はこっち、在来線口に。この金額、ちょっと高いんじゃないかな。これも入札でやられるんですか。

植田商工労働課課長補佐 厚狭駅の南口なんですけれども、都市計画課で設置して維持管理をしておるものと承知しています。こちらと厚狭駅在来線口では清掃頻度に違いがありまして、厚狭駅の南口、つまり新幹線口につきましては、記憶が定かでないんですが、週に3回ぐらいの清掃です。一方、在来線口のトイレにつきましては、利用者の方も非常に多いということもあり、J R側の清掃の基準がありまして、毎日、朝夕の2回の清掃となっています。今回、駅構内全体の環境美化の観点から、J Rの基準に合わせていただきたいというような申し入れも受けておりますので、そういった観点から、こちらについては、金額が少し高めになっているということです。あと2点目ですが、この契約の在り方についてなんですけれども、今J Rの清掃に関しましては、J R西日本中国メンテックという会社がやっておりますので、そちらにお願いする格好になるのかなと思います。

矢田松夫委員 この使用は、4月1日以降いつ頃ですか。余談だけど、4月29日に大きなイベントがあるからね。それまでに間に合うという理解でいいのかな。

植田商工労働課課長補佐 今JR側からは、もともと多機能トイレの工事が3月末までには、という話は聞いておるんですけども、まだそこが少し流動的なところもあります。委員のおっしゃるのは4月29日の寝太郎まつりであろうかと思えますけれども、それには間に合わせるように、改めてJR側に要請したいと思っております。

藤岡修美分科会長 負担金、補助及び交付金で、JR小野田線絡みの補助金、負担金がありますけども、その後JRから小野田線絡みで何か動きがあったのでしょうか。

植田商工労働課課長補佐 当然のことながら事務レベルでは様々な情報交換などはしておりますけれども、今のところ、JR側からこれといった大きな動き、例えばJR小野田線について、こういうふうにしたいんだとかというような、そういった正式な申入れとかはありません。ただ、いずれにいたしましても、2月10日に、国で地域公共交通活性化再生法という法律が閣議決定されて、ただいま国会に上程されております。そうした中で、今、国を挙げましてこのJRローカル線問題につきまして、一定の方向性を出そうとなっておりますので、その辺の改正動向を見極めながら、市としても適切に対応してまいりたいと考えております。

矢田松夫委員 18節の関係で質問しますが、一つは、バスの時刻表。今はもうバスの時刻表配らんようになったから、インターネットで探して、コピーしてと。こういう言い方なんよね。この補助金というのは何に使うんかね。25万円というのは。もう年寄りなんかは文句ばかり言っていますよ。それからもう二つ目は、これに関連するんだけど、例えば、ね

たろう号で厚狭駅に着くのが11時46分なんですね。それから乗り換える船鉄バスが11時40分。6分しかないというわけ。途中で交通事情、つまり信号機等によって遅れたら、もう宇部のほうに行かれんという声も聞くわけです。そういう時刻表の配布と時刻表の改善は、どうにかならんのですか。

植田商工労働課課長補佐　まず1点目の共通バス時刻表です。経緯を少しお話しさせていただきたいと思いますが、もともと、宇部市交通局で、船木鉄道とサンデン交通と宇部市交通局の三つのバス事業者にまたがって共通に利用できる時刻表を作ろうということで、ここ何年かずっと作っていただいております。記憶が定かでないんですが、この事業費が全体で150万円ぐらい掛かるようなものでして、それで本市も宇部市交通局、船鉄バス、サンデン交通と協調しまして、その作成経費の一部を負担させていただいていたという経緯があります。その分が25万円ということです。おっしゃったように、共通バス時刻表に関しましては、昨年の10月のダイヤ改正から作らなくなっております。その理由といいますが、宇部市交通局の中での様々な人員不足であるとか、共通時刻表を作ることによる人的な負担、あと、少し偶然も重なったんですけども、宇部市交通局が10月でダイヤ改正がない中で、船鉄バスとサンデン交通だけダイヤ改正があって、宇部市交通局の思いとしては、大変な負担を強いられながら、他業者のためだけに共通時刻表を作るのがどうなのかというような事情などを総合的に勘案されまして、その御判断で、昨年の10月に関しては、バスの時刻表の作成を見送りたいと市にも御説明がありました。本市としても当然市民の方に対しての大事な広報ツールの一つでもありますので、何とか慰留といいますか考え直しをいただくようお願いもしたんですけども、先ほどのような御事情もありましたので、なかなか難しいということで納得したところです。ただ、そのときの御説明では、来年度以降につきましては未定ですということでしたので、当初予算については、計上させていただいておるといことです。そうした経緯でありますので、宇部市交通局のお考えに

もよりけりではありますけれども、インターネット等だけでなく、様々な手段を通じて、この辺りの対応については、きちんとお伝えをしていかなければならないとは考えております。2点目、ねたろう号の乗り換えの関係です。ダイヤにつきましてはバス会社の様々な事情、ドライバーの労働基準法上の拘束時間、あと可能な限り多くの停留所を回りたいというような状況もありますので、一概に、簡単にすぐできますということもなかなか難しいのかもしれないんですが、ただ、こういった御指摘を頂いたということで、船鉄バスにはお伝えさせていただいて、何らかの改善を図れないだろうかとお話してみたいと思っております。

矢田松夫委員 私の質問の30倍ぐらい回答があるから、（笑い声）いいよ、ちゃんと説明するのはね、ありがたいけどね、簡潔明瞭にやね。私が言ったのはね、やっぱり高齢者を含めてパソコンのない人もおるから、時刻表を作るのが、経費が掛かるなら、せめてそういう周知を、例えば、センターに行ったらありますよとか、そういう代替処置をしてもらわんと、今ね、バスもJRも皆廃止したんですよ。時刻表を調べるんなら、スマホを持って、パソコンで調べろというやり方でしょう。だから、僕らはそのうち高齢者になる。自分がそうなったときどうなのかというのは、大変なんですよ。それからさっき言った乗り継ぎもね、やっぱりこれは切実な問題ですよ。じゃ、どうやって宇部に行けというのかと。それからもう一つ、また要望として言ってくださいね。ねたろう号は、旧津布田小学校の南から向こうに行っていないんですよ、埴生の駅のほうまで。スクールバスの経費を浮かすためにも、是非、埴生まで延伸してください。地域の人が乗り合うねたろう号、あれは小正寺まで何便もありますからね。スクールバスは行って帰るでしょう。2便しかないでしょう、行くのは。帰りが2便でしょう。だったら、ねたろう号やったら何便もありますので、朝は間に合わないですけど、そういうことも考えて、1億3,000万円ぐらい金を出すんならね、市側の要望を少しまとめて出していただいて、市民の声を届けるようお願いしたいと思います。いいですか、部長、お願いしますよ。

辻村経済部長 その辺の要望も含めて、バス事業者と話していきたいと思いません。

藤岡修美分科会長 ほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、2目の商工振興費、214、215、216、217、218、219ページの上、少しです。

矢田松夫委員 理科大の定住促進の業務委託料は、決算と予算の開きがあるんですが、令和5年度については、この金額に近い施策というのはどういうふうにされますか。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 理科大の定住促進事業業務についてですが、令和5年度は学部が一つ増える関係で定員を増やしておりますので、若干委託料を増やしながらの予算組立てをしております。今後の交付人数の増に対しては、市民課とも協力しております、この4月4日と6日だったと思うんですけど、市民課で、理科大に赴いて臨時の住民異動の窓口等をしていただいております。その中で、少しでも本市に住民票を移していただける方を増やしたいと思っております。それとプラスして、昨年から、今までは理科大の事務局の窓口で2回ほど申請に行く必要があったんですけど、簡素化などをして1回で済むように、学生の申請の簡素化等を進めております、そういったことで、少しでも交付人数を増やしていきたいと思っております。

森山喜久委員 217ページ、同じく12の委託料なんですけど、草刈り等委託料の説明をお願いします。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 こちらは、企業団地関係の草刈り委託料になっております。団地名を挙げますと、小野田・楠企業団地、山野井工業団地、大塚企業団地、企業団地の公園であるとか調整池等とか

幅広くあります。そちらの草刈りの委託料を計上しております。

森山喜久委員 今言われた箇所を、年間を通して一括で入札とかでやるのか、それとも個別、例えば夏場になったら、ここをやって、ここをやってみたいに指定するのか。どっちですか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 個別には発注しております。

森山喜久委員 あわせて、清掃委託料について教えてもらっていいですか。

久保商工労働課企業立地推進室主任主事 小野田・楠企業団地に、市で貯水槽（水道加圧装置）を設置しており、その清掃委託料を計上しております。

森山喜久委員 創業支援業務委託料284万8,000円の説明をお願いします。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 これは本市が策定している山陽小野田市創業支援等事業計画に基づいて、創業希望者への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、セミナー等を、あとは、創業された方への事業経営のブラッシュアップ等も含めて、小野田と山陽の両商工会議所に委託しているものです。プラス、短期の集中セミナー、そして、今年度から始めましたサンパーク内でチャレンジショップの事業も行っており、こちらも小野田商工会議所に委託しておりますので、その分の費用になります。以上です。

森山喜久委員 商工会議所に対する委託料ということで、18節に創業応援事業補助金200万円とあるのは、飽くまで創業した事業者に出す補助金ですか。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 創業された方への補助金になりますが、

これも一応要件等がありまして、単に創業しただけというわけではなくて、きちんと、例えば商工会議所等で1か月以上、そして4回以上の、創業に向けての、経営とか人材育成、販路開拓等、創業に当たり必要な知識等の支援を受けていることということを条件に、創業応援補助金というものをしております。

森山喜久委員 金額としてはどれぐらい出すんですか。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 この補助金は、創業して1年たった以降に毎年10万円、3年間にわたって交付しております。

矢田松夫委員 3年で30万円だけど、やっぱり創業支援する支援対象者が少ないですね。だから、実績が挙がっていないですね。今回200万円付けていますけど、今年度どうされるんですか。前回100万円ぐらいしか使っていないでしょう。また、200万円、同じように出しよったけど。渡さんといけんですね、200万円。200万円に達するように創業支援をせんといけんけど、半分しか支出していなかった。

田尾商工労働課長 希望者がおれば、当然出していただくための予算ですので、啓発してまいりたいと思いますが、200万円取ったのは、そこまで希望者がおって、予算がないということがないようにするためですので、そこは御理解ください。

藤岡修美分科会長 ほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。次、220、221ページの5目新型コロナウイルス対策費、商工センター運営費です。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で、審査を打ち切ります。それでは、職員入替えのため10分休憩して、35分再開します。

午後4時26分 休憩

藤岡修美分科会長 それでは、分科会を再開します。審査事業 25 市道くし山線道路改良事業につきまして、執行部の説明を求めます。

中村土木課長 それでは、1 2 3 ページをお開きください。審査事業 25 市道くし山線改良事業について説明します。1 2 5 ページの図面も一緒に御覧ください。それでは、「事業概要」を説明します。市道くし山線は、JR 小野田駅の北側を東西に走り、県道小野田山陽線と県道小野田美東線を結ぶ延長約 8 7 0 メートルの市道です。一旦、工事を中断した平成 2 5 年時点では、県道小野田山陽線の 4 車線化計画があったため、交差点改良に影響がない区間までの整備としております。この度、山口県が行っている県道小野田山陽線の 4 車線化事業による交差点改良に合わせて、市道くし山線の未整備区間、約 1 0 0 メートルの拡幅及び歩道の設置を行うことで、利用者の交通安全環境の向上を図るものです。続いて、「活動指標」を説明します。令和 5 年度につきましては、県道小野田山陽線の 4 車線化事業に合わせて、交差点改良を施工するための詳細設計を行います。令和 6 年度以降に県道工事に合わせて工事実施し、道路改良を進めていきたいと考えております。事業評価については、道路整備は、利用者の安全性や利便性に寄与することと併せて、防災事業等の市民生活の安全確保のための事業であり、速やかに実施する必要があることから、評価点は 3 5 点となっております。予算費目につきましては、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、4 目道路新設改良費となっており、令和 5 年度は調査設計委託料の 5 1 0 万円が事業費となります。財源につきましては、社会資本整備総合交付金事業による補助率 5 0 % を活用しますので、国庫支出金が 2 5 5 万円、地方債 2 2 0 万円、残り 3 5 万円が一般財源となります。また、事業に対する根拠法令は、道路法となっております。説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

森山喜久委員 124ページのR5の詳細設計の財源内訳で、地方債は、国庫支出金が払われた残りの残額に対しての90%ということですか。

中村土木課長 はい、そのとおりです。255万円の90%を10万円単位で計上させていただいております。

森山喜久委員 この事業自体は、枠的には令和9年度になっていますけど、それ以降はどうなんですか。一応令和9年度が目標年度なんですか。それとも、まだもうちょっとあるんですか。

中村土木課長 そのとおりです。

森山喜久委員 令和9年度でこの事業区間である100メートルが終わるんですか。それとも全部である874メートルの工事が終わるんですか。

中村土木課長 この区間の100メートルが終わりまして、くし山線の道路工事が全て終わると考えております。

藤岡修美分科会長 125ページの標準断面図で、11メートルの幅員が書いてあり、これは県道がメインになって、くし山線はサブになると思うんですけど、左折レーンや右折レーン等々で広がることはないんですか。

中村土木課長 右折レーンができまして、交差点の部分は広がる予定です。

恒松恵子委員 地図で分からないんですが、一番右の100メートル付近にある建物は、大体どの辺りまでですか。

中村土木課長 手前の方のお宅から4軒目ぐらいのところ、今回道路が拡幅

されるところと認識しております。

中村博行委員 主要地方道の小野田山陽線との交差点に行くところが、東からそこに向かっていくと、あそこはちょうど坂で狭くなっていますよね、現状ね。この辺を全部、土地の買収などをして、広くされるんですか

中村土木課長 正確には来年設計をするんですが、狭いところはその段階で用地が多分足りないと思っておりますので、用地購入も含めて詳細設計をしまして、足りない部分については購入して事業を進めていきたいと考えております。

中島好人委員 この事業では50%の国庫支出金があるようですが、市道に対して、こうした50%もある根拠みたいなものというか、そういうので国が関わってくるというか、その辺のものは、何か特徴みたいなものがあるんですかね、この事業の。

藤岡修美分科会長 補助率の話だと思います。

三塩土木課道路整備係長 今50%の根拠のことをおっしゃられたと思います。こちらは国がやられております社会資本整備総合交付金、防災安全交付金を山口県が整備計画を立ててやっておるんですけども、その中の一つの事業路線としてやっておりますので、国費率を50%受けて整備ができることとなっております。

中島好人委員 そうすると、そういう事業に市が手を挙げて申請したということで、これが採用されたと捉えていいんでしょうか。

三塩土木課道路整備係長 はい、おっしゃるとおりです。

矢田松夫委員 123ページに、「道路整備は」と書いてありますけれど、拡

幅することによって、受益者がどれぐらいおるのか。そういう計算はされておりますか。ただ単に、あの前を通る人にとって利便性が高くなったというだけですか。目的がないと造る意味がないよね。

中村土木課長 正確に受益者が何人かは把握しておりません。ただ、この路線は、平成25年に一旦中断したと申したと思うんですけど、ここを整備する予定がずっとあったこと、かなりの交通量が今も多い路線でもありますことから、整備していくべきだと考えて進めておるところです。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業 26 河川整備事業、これは境川ですか、執行部の説明を求めます。

中村土木課長 それでは続きまして、審査資料の127ページをお開きください。審査事業 26 河川整備事業について説明します。129ページの図面も一緒に御覧ください。境川は、上流の埴生山ため池にその源を発し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0キロメートルの普通河川です。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中しています。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用が変化している状況です。当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧事業を実施するなど被災履歴を有し、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれています。このような状況から、未整備区間の護岸を整備し、治水安全度の向上を図るものです。続いて、「活動指標」を説明します。令和5年度につきましては、測量基本設計を行い、整備の規模や範囲等について検討します。令和6年度以降に詳細設計、工事実施と進めていきたいと考えております。事業評価については、河川機能の強化は市民の財産を守ることと併せて、防災に寄与する事業であり必要な事業ですので、評価点は33点となっております。予算費目につきましては、8款土木費、3項河川費、1目河川管理費となっております。令和5年度は基本設計委託料の1,700万円が事業費となりま

す。説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

中村博行委員 過去にも被災されたということですが、そんなに数多く被災された部分があるわけですか。

中村土木課長 令和4年度にも災害が1件起こって、今工事している最中なんですけど、平成の後半にも被災した歴がありました。現地を見て回ったんですが、三面張りの水路でかなり整備してある部分がありますが、飛び飛び点在している部分が今の未整備のところ、下流部分の護岸で少し低い部分が一番ネックじゃないかなと考えているところです。

森山喜久委員 事業概要にある、流路約1キロメートルという形になるけれど、その中で未整備のところを、補修しながら防災対策していくということですよ。

中村土木課長 来年度に基本設計をしまして、どの程度の整備が必要かを検討しまして、災害復旧工事で対応できる部分については災害復旧工事で進めればいいのかなど。断面等の足りない部分については災害復旧でなかなか対応できませんので、この度の事業で進めていきたいと考えておるところです。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で、審査事業 26 の審査を終わります。本日は、以上をもちまして分科会を散会したいと思います。明日は9時から審査番号 ①番を行い、それを終えて、審査事業 27 から引き続きやりたいと思いますので、よろしく申し上げます。お疲れ様でした。

午後 4 時 4 9 分 散会

令和 5 年（2023 年） 3 月 1 4 日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤 岡 修 美